



健康増進係からのお知らせ

☎ 保健福祉課 健康増進係 476-1111 (133)

◆若年者の献血 & メタボ健診のお知らせ

20～30代の若者、集まれ！献血と健康チェックでヘルスアップ！

1. 日時：平成23年11月23日（水） 9：30～15：30
2. 場所：大崎町総合体育館前 『ふれあいフェスタinおおさき』会場
3. 対象者：大崎町に住所のある20～39歳の方
4. 内容：献血・メタボ健診（血圧・体重・腹囲測定・血液検査など）
健康・体力測定（骨密度・脳年齢・体組成・足指力などの測定）
健康・栄養相談
5. 参加料：無料

※献血は、18歳～69歳まで、また、健康体力測定は年齢に関係なく、どなたでも利用できます。



献血推進キャラクター
けんけつちゃん

参加者にすてきな健康グッズをあげるっち。



課税係からのお知らせ

☎ 税務課 課税係 ☎ 476-1111 (115・116)

◆町税条例の改正についてお知らせ

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、平成23年度の税制改正が行われました。このことに伴い、大崎町町税条例の一部も改正されましたので、主な改正点について、お知らせします。

○寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ

5千円 ⇒ 2千円

※平成24年度分の個人住民税から適用されます。

○税の不申告に関する罰則（過料）について

3万円以下の過料 ⇒ 10万円以下の過料

※平成23年8月30日から試行

【該当する税目】

町民税（退職所得申告を含む）・固定資産税・軽自動車税・特別土地保有税

【新たに追加された税目】

町たばこ税・鉾産税

○肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例

免税対象飼育牛の売却頭数が、年間1,500頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえ、その適用期限を平成27年度まで延長する。※平成25年1月1日から適用



◆太陽光発電設備に係る固定資産税の特例について

低炭素社会の実現に向け、事業者による太陽光発電設備の導入促進のために創設された、固定資産税の特例措置についてのお知らせです。

【特例の内容】

平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に、太陽光発電設備を設置した者に対して、新たに課税されることとなった年から3年間の固定資産税（償却資産）の課税標準額を3分の2に軽減するもの。

【対象者】

民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者）

【対象設備】

国の新エネルギー等事業者支援対策費に係る補助を受けて新たに取得した設備で、10kW以上（中小企業の場合）のもの。

